

愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果
【令和7年度】

愛媛県出資法人経営評価専門委員会

1 令和7年度経営評価の進め方

「愛媛県出資法人経営評価指針」（以下「指針」という。）に基づき、経営評価検証シートをもとに、20の出資法人（※）及び県所管課による自己点検評価（1次評価）を踏まえ、必要に応じて出資法人及び県所管課に対してヒアリングを実施した上で、当委員会による外部評価（2次評価）を実施した。

（※）（一財）愛媛県廃棄物処理センターについては、令和5年2月に清算終了しており、経営評価の対象外となる。

なお、本総括資料の各数値は、同法人を除いたものとしている。

《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
令和7年 6～7月	出資法人・県所管課による1次評価の実施	
10月17日	第1回経営評価専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 7年度の経営評価の進め方等について 1次評価の結果確認
	打合せ会	ヒアリング対象法人の選定
11月20日	ヒアリング	（公財）愛媛県暴力追放推進センター
11月25日	ヒアリング	（公財）えひめ農林漁業振興機構
令和8年 2月10日	第2回経営評価専門委員会	2次評価案の審議
3月	2次評価及び経営評価結果の公表	

2 基本的取組事項

指針に定める基本的取組事項に対する評価の総括は、次のとおりである。

（1） 出資法人の自主性・自律性の向上

① 組織体制の見直し

ガバナンスの効いた組織体制を構築し、役員トップマネジメントにより組織のビジョンと戦略を示すためにも、役員会や評議員会は、可能な限り対面による開催方式が望ましく、書面開催とする場合でも、役員に案件の事前説明を行うなど、適切な法人運営が図られるよう努める必要がある。令和6年度における役員会の開催状況について、開催回数6回以上が20法人中各6法人と最も多く、5回開催が5法人、2回開催が4法人となっている。また、開催方式は、「対面と書面」で開催している法人が20法人中11法人と最も多くなっている。なお、悪天候等の影響により、日程の調整が難しかったため、開催方式が「全て書面」の法人が1法人生じている。評議員会の開催状況について

は、開催回数は2回が評議員設置法人14法人中7法人と最も多くなっており、開催方式は、「全て対面」及び「対面と書面」で開催している法人が各7法人となっている。

(単位：法人)

		5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
役員会	6回以上	5	6	+1
	5回	4	5	+1
	4回	5	2	△3
	3回	5	3	△2
	2回	1	4	+3
評議員会	4回以上	3	3	0
	3回	4	2	△2
	2回	5	7	+2
	1回	2	2	0

(単位：法人)

		5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
役員会	全て対面	4	5	+1
	対面とリモート	1	1	0
	対面と書面とリモート	0	1	+1
	対面と書面	14	11	△3
	全てリモート	1	1	0
	全て書面	0	1	+1
評議員会	全て対面	7	7	0
	対面とリモート	0	0	0
	対面と書面	7	7	0
	全てリモート	0	0	0
	全て書面	0	0	0

② 経営基盤の充実・強化

ア 経営状況

令和6年度決算で赤字を計上した出資法人は7法人と、前年度より2法人減少し、赤字額合計は前年度より25,344千円増の91,039千円となった。

これは、人件費や物価の高騰により支出額が増加したことなどによるものである。

このうち、単年度の赤字額が1千万円を超える法人は、(公財)愛媛県文化振興財団の1法人となっている。この法人にあっては、長期的に安定した法人運営が確保されるよう、事業規模や内容の中長期的な見通しについて抜本的に検討を行い、経営基盤の強化に取り組むことが求められる。

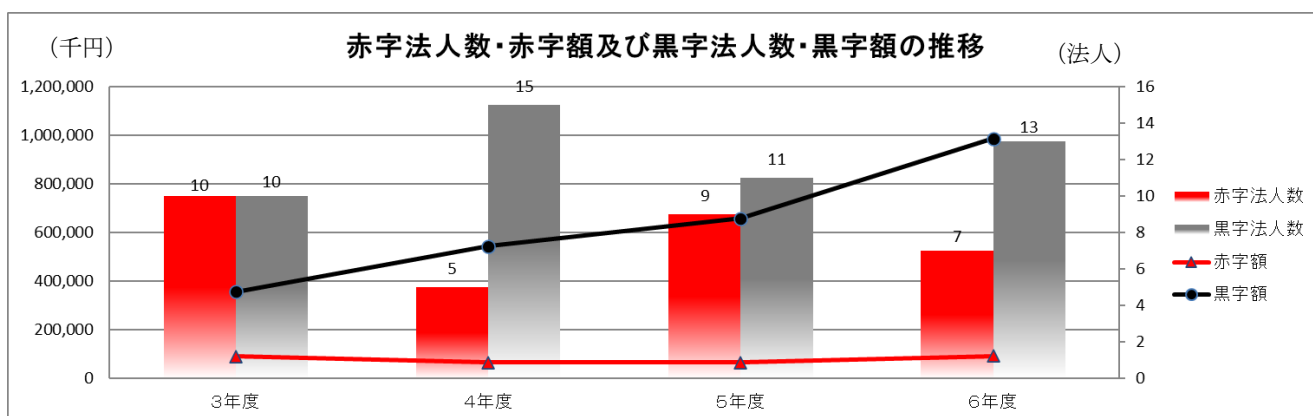
一方、黒字を計上した出資法人は13法人と前年度から2法人増加し、黒字額合計は前年度から331,755千円増の989,307千円となった。これは、松山空港ビル(株)において、国際線の増便等による売店の売上や航空会社からの施設・設備の使用料が増加したことなどによるものである。なお、単年度の黒字額が1千万円を超える法人は前年度と同じく5法人となっている。

また、令和6年度は、(公財)えひめ海づくり基金では、長年の懸案事項であった

債権を売却するとともに、定期預金の一部を債券運用に切り替えるなど、抜本的な財務状況の改善に努めたほか、(公財)愛媛県暴力追放推進センターでは、基本財産のうち有価証券の一部を入れ替え、運用の見直しを図るなど、各法人において、経営基盤の強化に向けた新たな取組みが展開されている。

(単位：法人、千円)

		3年度	4年度	5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
赤字	赤字法人数	10	5	9	7	△2 (22.2%減)
	赤字額	△88,573	△65,240	△65,695	△91,039	+25,344 (38.6%増)
黒字	黒字法人数	10	15	11	13	2 (15.4%減)
	黒字額	353,935	543,217	657,552	989,307	+331,755 (50.5%増)



(注) 赤字は、財団法人又は社団法人については当期経常増減額がマイナスを計上したもの、社会福祉法人については、当期活動経常収支差額がマイナスを計上したもの、会社法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握

イ 収支構造の改善

財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定及び「公益社団法人及び公益財団法人に関する法律」の趣旨に従い、法人自らの責任において適正な基本金(基本財産)の管理運用を行うことが求められているが、人件費や原材料価格の上昇などの影響による物価高騰が、県民生活や県内経済に与える影響は甚大であり、運営する施設の維持管理費の増加など、将来の法人運営が不安定になるおそれがある。

このため、基本金(基本財産)の運用方法の見直しのほか、収支構造の改善に資する取組みが必要であり、収益事業の展開や利用者負担の導入・拡大も含め、幅広い検討が求められる。

また、基本金(基本財産)には県の出資金や出えん金など公金が含まれており、不適切な運用により棄損することがないように、引き続き、法人のしっかりとしたガバナンスと適切な情報開示の確保が必要である。

③ 役職員数及び給与制度の見直し

令和5年度から令和6年度にかけ、評議員数は1法人で1人減、役員数は全法人で増減なしとなった。

職員数は全体で29人の減少となっており、内訳としては、(公財)愛媛県動物園協会が欠員補充等による3人増加をはじめ、5法人で9人増加となった一方、(公財)愛媛県スポーツ振興事業団で指定管理施設が減少したことによる25人減少など、4法人

で38人減少となった。

役職員数については、引き続き、経営責任の明確化や人件費適正化等の観点から、法人の事業規模等に応じたものとなるよう適正化を図る必要がある。また、若手職員の育成や、OJTによる研修を実施し、プロパー職員の育成に取り組むなど、自律的な組織体制の強化に努めた法人があるほか、給料表の改定及び非正規職員の給与改善など、職員の処遇改善に取り組んだ法人もある。

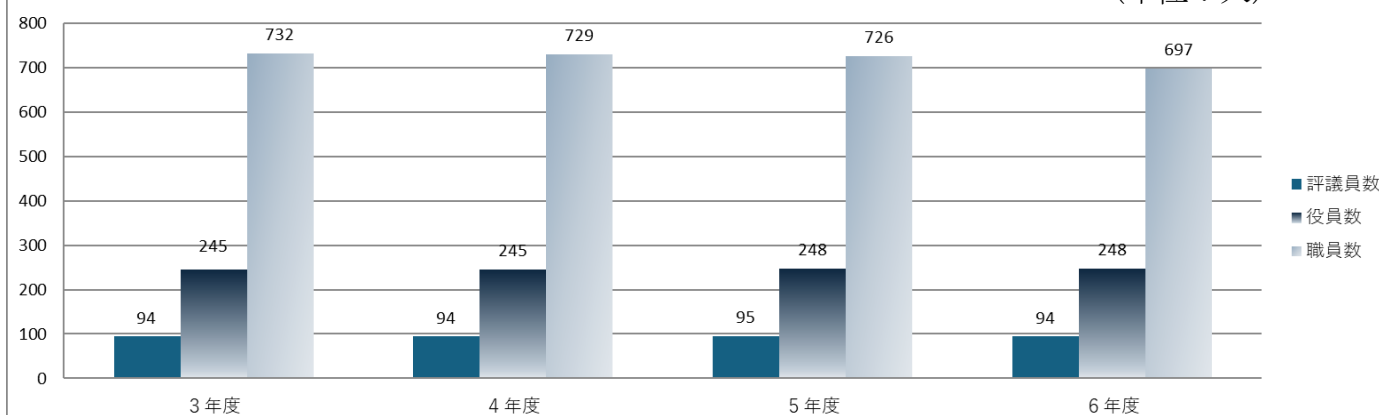
引き続き、業績や現場の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善に取り組む必要がある。

(単位：人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
評議員数	94	94	95	94	△1 (1.1%減)
役員数	245	245	248	248	0 —
職員数	732	729	726	697	△29 (4.0%減)

評議員、役員及び職員数の推移

(単位：人)



- 1 役員数には監事、監査役を含む
- 2 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む
- 3 役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上

(2) 県の関与の適正化

① 財政的関与の見直し

令和6年度の県補助金・負担金は、前年度と比べて、263,186千円増加の674,510千円となった。これは、松山空港ビル(株)において、国際線の増便に伴い増加した同法人による空港施設使用料の助成等に対する県からの補助金が増加したことなどが主な要因である。引き続き、県の財政負担の軽減や、出資法人の自主性・自立性の向上を図るためにも、全体として、縮減に向けて取り組む必要がある。

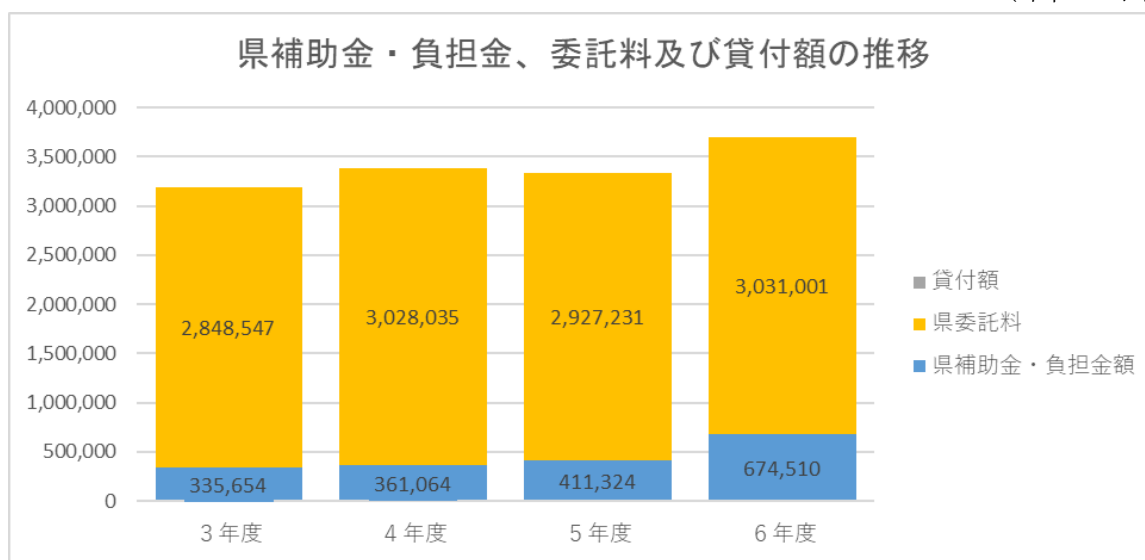
県委託料は、前年度と比べて、103,770千円増加し3,031,001千円となった。これは、指定管理施設の修繕等の増加、人件費の上昇や、物価高騰などへの対応等により委託料が増加したためである。今後も人件費や物価の高騰、施設老朽化に伴う維持管理費の増加等による必要経費の増加が想定されることから、引き続き、安定的な法人の運営ができるよう計画的に事業内容等の見直しを進めていくことが求められる。

県の財政的関与については、今後も、事業規模に応じた適正化に努めるとともに、県以外の国・団体等の助成制度の活用などにより、県の財政負担の軽減に努める必要がある。

(単位:千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
県補助金 ・負担金額	335,654	361,064	411,324	674,510	+263,186 (64.0%増)
県委託料	2,848,547	3,028,035	2,927,231	3,031,001	+103,770 (3.5%増)
貸付額	0	0	0	0	0 -
計	3,184,201	3,389,099	3,338,555	3,705,511	+366,956 (11.0%増)

(単位:千円)



② 人的関与の見直し

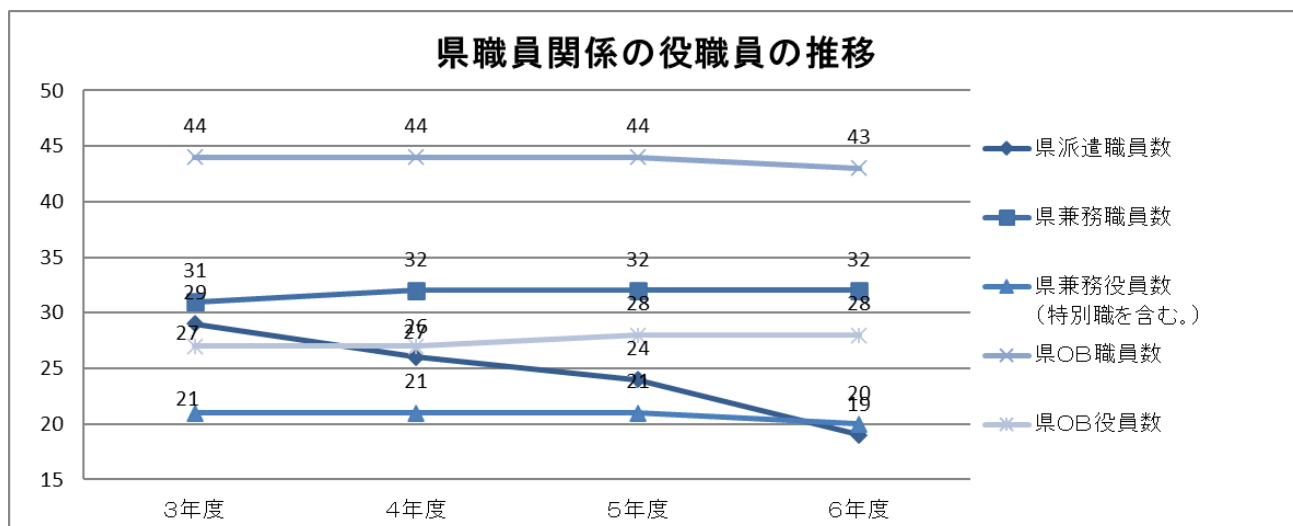
令和5年度から令和6年度にかけ、県派遣職員数は愛媛県スポーツ振興事業団で4人減、愛媛県動物園協会で1人増、愛媛県土地開発公社で2人減、県OB職員数は愛媛県スポーツ振興事業団で1人減、県兼務職員数は愛媛県社会福祉事業団で1人減、県OB役員数については変動がなかった。

今後も県による人的関与は、県兼務職員数、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら、最小限に留める必要がある。

(単位:人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	増減 (5年度→6年度)
県派遣職員数	29	26	24	19	△5
県兼務役員数 (特別職を含む。)	21	21	21	20	△1
県兼務職員数	31	32	32	32	0
県OB役員数	27	27	28	28	0
県OB職員数	44	44	44	43	△1

(単位：人)



(3) 法人情報等の積極的な開示等

全ての出資法人でホームページを開設しているほか、広報誌やSNS、マスコミへのプレスリリース等により、法人が果たす役割や取組みの内容等について、県民に積極的なアピールを行っている法人もある。引き続き、更なる認知度向上を図るため、SNSの有効活用のほか、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信を行うことで、県民の理解と信頼を得られるよう努める必要がある。

また、出資法人は、公共性の高い事業を担い、その財政基盤が県民の負担の上に成り立っていることなどを踏まえ、法人の経営状況を県民に正確に伝えるためにも、事業報告書等の記載内容について、より県民に分かりやすく丁寧な説明となるよう努める必要がある。

3 県出資法人が抱える課題と令和8年度以降の経営評価の在り方

人件費や物価の高騰が継続していることから、安定的な法人運営が可能となるよう効率的な事業執行に取り組むことが重要である。

また、令和7年4月から公益法人制度が改正され、法人の自律的なガバナンスの充実、透明性の向上や、財務報告の目的の明確化などが求められることから、改正内容に対応した適正な法人運営の確保に向けた取組みを実施する必要があるほか、財務規律の柔軟化が図られ、法人の設立趣旨に応じた機動的な取組みが可能となるため、中長期的な事業計画や経営方針の見直し等により、経営基盤の充実・強化や、持続可能な業務運営に繋げていくこと、また、計画的な新会計基準への移行が求められる。

特に、人件費や原材料価格の上昇などの影響による物価高騰が、県民生活や県内経済に与える影響は甚大であり、今後ますます運営する施設の維持管理費の増加など、法人運営への影響が生じることが予想されるため、資産の運用方針等を適切に見直し、安定的に事業を継続していくための財源を確保する必要がある。ただし、基本財産には県の出資金や出えん金など公金が含まれていることを留意しなければならない。

情報発信の強化については、関係事業者等と連携した取組みや、ホームページ、SNS、マスコミなど様々な手段の活用のほか、デジタルマーケティング等の効果的な手法を活用しながら、引き続き、法人の認知度の向上や事業の周知に努め、施設利用者等の増加や、事業実績の拡大等に繋げていくことが求められる。

より機動的で効率的な経営手法で、行政の補完・代行機能を果たせる体制整備に向け、当委員会として今後も助言を行っていく必要がある。